

発がんのおそれのある有機溶剤に係る作業実態及び措置状況に関する調査票

貴社名	(一社)日本塗料工業会
ご記入者の役職・氏名	常務理事 奴間 伸茂

主要15社からの調査集約

【質問1】「発がんのおそれのある有機溶剤又は発がんのおそれのある有機溶剤の含有物を用いて行う有機溶剤業務」に係る健康障害防止措置(職業がんの予防の観点からの必要な措置)の導入について、ご意見がありますか。該当する項目に「○」を付けてください。

○	ご意見あり
	ご意見なし

→

質問2以降の項目についてご回答ください。

→

理由をお教えてください。(例:有機溶剤業務がない など)
※「ご意見なし」の場合は、ここまでで質問は終了です。

理由:

【質問2】 事業者の自主的な取組み

発がんのおそれのある有機溶剤を有機溶剤業務に使用している会員企業における、当該健康障害防止措置（職業がんの予防の観点から必要な措置を含む。）の状況を、主な作業ごとにお知らせいただきますようお願いいたします。

ばく露作業(最下欄注-1参照)概要を記入→ (主な作業ごとに記載してください)		イ製造(10社)	ロ:合成樹脂製造 (6社)	チ:洗浄・払拭 (7社)	リ塗装(8社)	ル:研究(8社)	ヲ:タンク内作業 (1社)
作業状況							
作業場の屋外屋内の別	屋内	○(10社)	○(6社)	○(7社)	○(6社)	○(8社)	○(1社)
	屋外					○(1社)試験施工	
措置の有無 (○、×又は概算の措置割合) ※表中の★印は今回の検討対象の措置内容、●印は現行法令(有機則等)で同等の措置がなされているものです。							
情報提供	表示(容器等へのラベル表示)●	○(10社)	○(6社)	○(7社)	○(6社)	○(8社)	○(1社)
	文書の交付(SDSの交付)●	○(10社)	○(6社)	○(7社)	○(6社)	○(8社)	○(1社)
	掲示(労働者に有害性を掲示)★	○/×/空= 5/2/3	○/△/×/空= 3/1/1/1	○/△/×= 4/1/2	○/×/空= 3/1/2	○/×/空= 5/1/2	○(1社)
労働衛生教育	労働衛生教育●	○(10社)	○(6社)	○(7社)	○(6社)	○(8社)	○(1社)
発散抑制措置● (いずれか)	製造工程の密閉化	○/×/空= 2/1/7	○/△/×/空= 2/1/1/2	×/空/非該当= 2/4/1	×/空= 1/5	×/空/非該当= 1/6/1	
	局所排気装置の整備	○(10社)	○(6社)	○(7社)	○/空= 5/1	○(8社)	○(1社)
	プッシュプル型換気装置の整備	×/空= 1/9	△/×/空= 1/2/4	△/×/空= 1/1/5	○/空= 4/2	○/×/空= 1/2/5	
	全体換気装置の整備	○/×/空= 5/1/4	○/×/空= 3/1/2	○/×/空= 2/2/3	○/×/空= 2/1/3	○/×/空= 2/2/4	○(1社)
	局排等適用除外に該当	×/空= 1/9	×/空= 1/5	×/空= 2/5	×/空= 1/5	×/空= 1/7	
作業環境の改善	休憩室の設置	○(10社)	○(6社)	○(7社)	○(6社)	○(8社)	○(1社)
	洗浄設備の整備(シャワー設備等)	○/×/空= 8/1/1	○/空= 5/1	○/×= 6/1	○/空= 5/1	○/×= 7/1	○(1社)
	設備の改修等作業時の措置	○/△/×/空= 5/1/3/1	○/△/空= 4/1/1	○/×/空= 4/2/1	○/×/空= 3/1/2	○/×/空= 3/2/3	
漏洩防止措置	不浸透性の床の整備	○/×/空= 8/1/1	○(6社)	○/×= 6/1	○/△/空= 4/1/1	○/×/空= 6/1/1	○(1社)

作業管理	作業主任者の選任●	○(10社)	○(6社)	○(7社)	○(6社)	○/× =7/1	○(1社)
	作業記録の作成★	○/×/空 =4/4/2	○/× =4/2	○/× =4/3	○/EB/×/空 =3/1/1/1	○/△/EB/×/空 =2/1/1/1/3	○(1社)
	作業記録の保存(30年間)★	○/×/空 =3/4/3	○/×/空 =3/2/1	○/× =4/3	○/EB/×/空 =3/1/1/1	○/EB/×/空 =2/1/2/3	○(1社)
	立入禁止措置	○/×/空 =6/1/3	○/×/空 =4/1/1	○/×/空 =4/1/2	○/×/空 =3/1/2	○/空 =5/3	
	飲食等の禁止	○/△/×/空 =8/1/0/1	○/△ =5/1	○/× =6/1	○/× =5/1	○(8社)	○(1社)
	適切な容器等の使用と保管	○(10社)	○(6社)	○(7社)	○(6社)	○(8社)	○(1社)
	用後処理(除じん)	○/空 =7/3	○/空 =4/2	○/×/空 =4/1/2	○(6社)	○/空 =4/4	
	ぼろ等の処理	○(10社)	○(6社)	○(7社)	○(6社)	○(8社)	○(1社)
	有効な保護具の使用	○/空 =8/2	○/空 =5/1	○/空 =6/2	○(6社)	○/空 =5/3	○(1社)
	呼吸用保護具(防毒マスク)の使用	○/空 =9/1	○/空 =5/1	○/△ =6/1	○(6社)	○/△/空 =6/1/1	○(1社)
	呼吸用保護具(送気マスク)の使用	○/×/空 =2/3/5	△/×/空 =1/2/3	○/×/空 =1/5/1	○/×/空 =1/1/4	×/空 =3/5	
	不浸透性手袋、防護メガネ	○(10社)	○(6社)	○(7社)	○(6社)	○(8社)	○(1社)
作業環境の測定	測定の実施●	○(10社)	○(6社)	○(7社)	○/EB =5/1	○/EB =7/1	○(1社)
	測定記録の保存(30年間)★	○/3年/空 =3/3/4	○/3年/×/空 =2/1/2/1	○/△/3年/ 空 =4/1/1/1	○/△/EB/空 =3/1/1/1	○/EB/×/空 =3/1/1/3	○(1社)
	結果の評価●	○(10社)	○(6社)	○(7社)	○/EB =5/1	○/EB =7/1	○(1社)
	評価記録の保存(30年間)★	○/3年/空 =3/3/4	○/3年/×/空 =3/1/1/1	○/3年/△/ 空 =4/1/1/1	○/EB/△/空 =3/1/1/1	○/EB/×/空 =3/1/1/3	○(1社)
健康診断	特殊健康診断の実施(独自)	○/×/空 =1/4/5	○/×/空 =2/2/2	○/× =2/5	×/空 =2/4	○/×/空 =2/2/4	
	特殊健康診断の実施(6か月に1度)●	○(10社)	○(6社)	○(7社)	○(6社)	○(8社)	○(1社)
	結果の保存(30年間)★	○/5年/空 =2/2/4	○/5年/×/空 =3/1/1/1	○/5年/△/ 空 =4/1/1/1	○/△/空 =4/1/1	○/×/空 =4/1/3	○(1社)

【質問3】健康障害防止措置(職業がんの予防の観点から必要な措置)の導入に当たって考慮が必要な事項

特別規則(特定化学物質等障害予防規則など)による措置の検討に際し、貴社の立場から考慮の必要がある事項とその概要について御提案ください。

No.	考慮を要する事項	内容
1	規制の範囲、作業場の限定	・規制を行う作業場を、暴露リスクの高い作業場に限定してください。(例:女性則で女性の就業を禁止している作業場など) エチルベンゼン規制は船舶塗装等で作業者が高濃度の化学物質の暴露される場合を想定して「屋内塗装に限る」という条件になったと聞いています。しかし、これでは塗料製造時の色確認用試験塗装も含まれます。これは、塗装ブースなどで短時間で実施するものであり、暴露リスクは低い状況です。暴露リスクの高い作業場のみが規制されるよう有機溶剤中毒予防規則と特定化学物質等障害予防規則とで別々の管理項目が設けられると、管理が煩雑となるので、できる限り、現在実施している有機溶剤中毒予防規則の延長での対応を望む。
2	規制の範囲	
3	猶予期間	社内整備期間として猶予期間が必要。
4	該当基準	年間労働時間中の当該作業時間(被爆時間)の割合で“一定の基準”を作成し、それ以下であれば、管理外(対象外)措置対応に出来ないか。
5	年間取扱量に依じる	一定の取扱量(例:年間取扱量)を超える事業者・事業所に対して規制を掛ける内容とする。これにより、該当する事業の規模が小さい事業者・事業所での負担が過大にならないようにする。
6	該当物質の暴露時間	該当物質の使用量ではなく、作業者がどれだけ暴露されているか把握する必要がある
7	暴露状況	作業の中で、該当物質の暴露状況が「液状」「揮発ガス」では体内への影響等も違う
8	作業記録の作成及び作業記録保存30年	作業環境測定、健康診断の実施及び記録や結果の30年保存は問題ないが、作業記録の作成は作業時間を正確に測定するなど生産性の低下などが懸念される。現在使用している製造伝票など(正確な製造時間は測定していない)での代用は可能か、また、記録・結果の保存(30年)方法は原紙ではなくPC上での電子ファイル保存を可能にしてほしい。
9	曝露量の明確な数値	前回のエチルベンゼン規制の導入については船底塗料塗装のように密閉された空間で長時間該当作業を行うことが背景にあったと聞いています。しかしながら、技術員が開発や評価の際に行う塗装作業まで規制の対象になっており、明確な区分がされないまま法が施行されています。従業員の健康障害を防止する目的は当然であり法規制導入による制限も必要ではあると考えますが、「0or100」ではなく明確な線引き(何段階かに分けて管理)頂くようにお願いします。
10	作業環境測定の結果による差別化	作業環境測定による評価で、第一管理区分を継続している作業場所については、ある程度の規制緩和を実施して欲しい。 胆管がんの発生は、作業環境が悪いために作業者が暴露したことが原因なので、作業環境が良ければ、暴露によるがんへのリスクは低いと考えられる。
11	作業記録	どの程度の作業から措置の対象となるのか明確にして頂きたいです。 (質問5に類似しておりますが、作業名でくくった場合、時間・頻度は個人差がでます。 対象物質含有物を年に数回、試験を実施した場合でも特殊健康診断や記録をとる対象になるのかどうか)
12	情報提供掲示(労働者に有害性を掲示)	現状、物理的に不可能である。
13	特になし	現在の有機溶剤中毒予防規則の運用で十分と考えます。

【質問4】 技術的課題及び措置導入の可能性

特別規則(特定化学物質等障害予防規則など)による措置の検討に際し、通常のばく露防止措置(発散源の密閉化、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、呼吸用保護具等)を行う上で、技術的に課題があると考えられる事項があれば、措置とそれに対する技術的課題及び実現可能性について御指摘ください。(※今回は技術的課題を伴う措置は検討対象としていませんが、ご意見がありましたらご記入ください。)

措 置	技術的課題	措置導入の可能性
プッシュプル型喚起装置	1, 設備の大型化 2, 設置費用の負担が大きい	低い
発散抑制装置	塗料等の充填時において、対応するには限界有り。	完全に対応するには、工程の密閉化しかなく多額の費用が発生するので導入の可能性は低い。
呼吸用保護具等	1, 脱着の多い業務や長時間装着など徹底が難しい側面もある。 2, 吸収缶の効果時間が短い為、長時間着用はコストが大きい。	作業の種類、状況に応じて検討
発散源の密閉化	塗料製造工場での暴露防止措置としてはタンクの密閉化が効果的。装置としては密閉式プッシュプル型換気装置が適する。	多額の投資を必要とし、導入計画はない。

【質問5】 特殊な作業(少量取扱い等リスクが低いと考えられる作業)の概要と意見

リスクが低いと考えられる特殊な作業がある場合には、対象物質を取り扱っている当該作業に関する措置の状況を、作業概要と作業時間、作業頻度、一回当たりの取扱量、屋外屋内の別、局所排気装置(種類含む)、保護具(呼吸用及び保護衣等)、作業主任者の選任、作業環境測定の有無、

作業名	作業概要及び事業者によるリスクの見積もり、措置の状況
塗料製造における試験塗装	・取扱量 100ml/回程度 ・塗装時間 約1分/回 ・作業場所 スプレーの場合、屋内塗装ブース(プッシュプル) その他の塗装は、実験室等で局所排気設備を使用
該当基準 (※質問3項と同じ)	年間労働時間中の当該作業時間(被爆時間)の割合で“一定の基準”を作成し、それ以下であれば、管理外(対象外)措置対応に出来ないか。
試験塗装	製品の性状確認のための試験塗装や調色場での塗装では、被塗物が小さく使用塗料量も少ない為、作業環境にもよるが、リスクは低いと考える。フィルムアPLICエーター塗装などは一般に希釈もなく、溶剤の揮発量自体少ない。現状、保護具、局所排気装置その他必要に応じて使用。健康診断、環境測定等実施。
ポリエステルパテ付け作業	塗料製造業での作業において塗装時に発生する作業員への暴露の危険のある化学物質量は、塗装業者のそれに比べて少ない。「塗装作業」とひとくくりにして全てを同じ土俵で規制するのではなく、リスクに応じた規制にすべきと考える。リスク区分は明確であることが求められる。
一般的な自動車板金塗装の場合、1ヶ月の使用量が約3kg/1人であることを鑑みて、スチレンの使用量(含有量約20%)は、1日当たり約30gまでである。1日当たりの使用量の少ない作業は、リスクを下げてもいいのではないか？	
試験、検査業務	一回当たりの作業時間が30分以内、取扱量も1L未満で、第一管理区分の作業場であれば、規制が除外して欲しい。

【質問6】 産業活動への影響や公正競争の観点からの意見

特別規則(特定化学物質等障害予防規則など)による措置の検討に際し、産業活動や同業他社との公正競争の観点からの意見があればご提出ください。

1	作業者の健康、安全が第一であり、そのための措置は必要であるが、措置によるコスト増や生産性低下への対応力として企業体力がものを言う世界になる可能性がある。塗料業界としてコスト増を価格に転嫁出来るか否かも問題になる。健康、安全に対して本当に有効な措置であれば理解もできるが、形式的な対策なら単なる負担増となる。規制は、安全マージンと、経済性を含みリスクとのバランスを考慮して策定するようにしていただきたい。 ラベルや各種表示に関して、対象物質や記載事項が増えることにより印刷スペース、視認性等の問題が生じる可能性がある。
2	新たに必須項目として、作業環境測定・特殊健康診断等に加えられることにより、必要経費が増額となり、企業活動への負担も考えられる。
3	今回の対象化学物質の代替品が、法規制されていないという理由で安全と誤認されかねないし、その物質が数年後に大きな問題が起きることも考えられるので、推奨物質についても紹介して欲しい。
4	MIBKは、非TX溶剤の代表として使用されている。代替品は、高コストとなり、国際的な製品価格の競争力を欠くのではないか？
5	発ガンに対する因果関係が不明確な段階での特化則への移行については、業界にとって多くのデメリットが生じるため反対します。

【質問7】 措置の方針についての意見

措置の対象となる業務を有機溶剤業務とする見込みですが、これに関し意見があればお寄せ下さい。

1	有害物ばく露作業報告に基づいたリスク評価結果から、対象とする業務を特定し、法制化することを望む。
2	「エチルベンゼンの塗装業務」でも規制対象範囲が曖昧であり、弊社含め各塗料メーカーでは、かなり対応に苦労していたように思われる。今回の健康障害防止措置の検討では、「有機溶剤業務」の規制対象範囲を明確にいただき、塗料メーカーでの対応がスムーズに行えるようにしてほしい。
3	有機溶剤を取り扱うことが措置の対象であることは妥当とは思いますが、その業務をイ～ヲに分類していることに疑問があります。現場作業とリンクされていないように思われる部分があります。様々な業種の実情を把握してより詳細な分類をご検討いただくようお願いいたします。
4	今回対象となっている10物質は、H25年度有害物ばく露作業報告の対象物質でもあり、H26年事業者報告からリスク評価を経て、記録の保存期間の延長等の措置も検討されるものと思われます。 既にこの10物質は有規則の対象物質ですので、仮にこれらの措置が追加等されとしても、特化側ではなく、有規則に基づく措置としていただきたい。
5	今後有機溶剤以外の規制が行われるとしても、規制毎でバラバラな対応が必要にならないよう配慮を望む。

【質問8】 その他の意見

上記以外に特段の御意見があればお寄せ下さい。

1	<p>・一般向けに出ている物で対象物質を含有しているのであれば、有機溶剤業務以外にも周知する必要があるものと思います。</p>
2	<p>昨年問題となった胆管癌は、法令を守っていない印刷業者の事例でした。この事例を基に、規制対象を広げ、強めることは、従来から法令を守ってきた事業者にとって大きな負担となります。法の規制を強めるのではなく、現行の法を守らせるための指導強化がまず先にあるべきでは無いでしょうか？</p>
3	<p>従業員の健康と安全に配慮して職場形成に努めている企業が多くあると思います。これらの企業は既に多額の安全投資を実施しております。今行わなければならないことは、劣悪な環境にある企業の従業員をどのような形で救済するかであると思います。法規制制定による救済もその1手段とは思いますが、劣悪な環境にさらされている方々が何故そのような状況であるかも含めて政策を立案いただくように切にお願いします。 (回答主旨と異なるようであればご容赦ください)</p>
4	<p>保護具について、保護具の着用自体が作業員の負担(暑い、かぶれる等)になる側面もある。これらの負担は化学物質の暴露とは別の健康障害(熱中症、皮膚障害その他)につながる可能性もあり、保護具を付ければそれで良しとする対策では、一面的な見方と考える。画一的な規制・義務化ではなく、現場実態に合わせて選択できる余地を残していただきたい。 対象範囲が広がると、作業記録の保管も含め、記録作業だけでも負担は無視できなくなる。対策として安易に考えないよう望む。 安全情報・有害性情報について、安全マージンを優先すると記載すべき情報はどんどん増えてくる。しかし、情報量が多くなるほど人は見ようとしなくなり、結果として必要なことが伝わらない。わかりやすさを考慮した規制策としてほしい。</p>